

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月27日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第6号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。  
様式第7号の（裏面）を次のように改める。

（裏面）

<b>注意事項</b> この証で診療を受けるときには、診療費用の全額を支払ってください。
<b>備 考</b>  
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】
〔特記欄： 〕
署名年月日：           年       月       日
本人署名（自筆）： _____
家族署名（自筆）： _____

様式第25号の（裏面）を次のように改める。

(裏面)

<p>注 意 事 項</p>
<p>1. この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。</p> <p>(1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療機関等ごとに1箇月につき、別に定められた額を限度とします。</p> <p>(2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。</p>
<p>2. 被保険者の資格がなくなったとき又は認定の条件に該当しなくなったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</p>
<p>3. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して後期高齢者医療給付を受けた場合は、後期高齢者医療給付費の返還を求める場合があります。</p>
<p>4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者(後期高齢者医療広域連合)あての届書を、市町村に提出してください。</p>
<p>5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p>
<p>備 考</p>

様式第48号の（裏面）を次のように改める。

(裏面)

<p>注 意 事 項</p>
<p>1. この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療機関等ごとに1箇月につき、別に定められた額を限度とします。</p>
<p>2. 被保険者の資格がなくなったとき又は記載された適用区分に該当しなくなったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</p>
<p>3. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して後期高齢者医療給付を受けた場合は、後期高齢者医療給付費の返還を求める場合があります。</p>
<p>4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者(後期高齢者医療広域連合)あての届書を、市町村に提出してください。</p>
<p>5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p>
<p>備 考</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の規定に基づき作成された用紙で現に残存するのは、なお当分の間、使用できるものとする。